



該当欄	支給停止事由	添付書類
1	全て	農業者年金証書(なお、JAにおいて確認後届出者にお返しします。)
2	(8)欄 「1」、「2」、「6」、 及び「7」	農地法第3条、第18条の許可申請書及び許可書の写又は農用地利用集積計画(公告文及び各筆明細)、並びに当事者間の契約書若しくは返還通知書又は合意解約書の写(農地法の許可を要するときに、許可申請書又は許可書に権利移転の日の記載があるときは、契約書は不要)
3	(8)欄 「3」、「4」、「5」	当該事実を明らかにすることができる当該法人の代表者の証明書
4	(11)欄 全て	農地法第3条、第18条の許可申請書及び許可書の写又は農用地利用集積計画(公告文及び各筆明細)、及び当事者間の契約書若しくは返還通知書又は合意解約書の写(農地法の許可を要するときに許可申請書又は許可書に権利移転の日の記載があるときは契約書は不要)(給付-10の2、給付-10の3、給付-2)
5	その他基金が必要と認め提出を求める書類等	

記入方法

農業者年金 経営移譲年金 { 基本額年金及び加算付年金 } 支給停止事由消滅届  
 { 加算付年金の加算額 }

※印欄及び★印欄は記入しないでください。(※印欄はJAが★印欄は農業委員会が記入します。)

・支給停止の消滅の対象となる年金の内訳に応じて届出書表題中の{ }内部分の該当する字句に次のように○印を付してください。

・・・ 経営移譲年金 { 基本額年金及び加算付年金 } 支給停止 ・・・  
 { 加算付年金の加算額 }

・基本額年金及び加算付年金に○印を付けた場合は、経営移譲年金の支給停止が消滅されるとともに特例支給の農業者老齢年金が支給されている場合は、この特例支給の農業者老齢年金は失権します。

【(1)欄から(7)欄はすべて記入してください。】

- (1)欄は、農業者年金証書の記号番号を記入してください。
- (2)欄は、届者の氏名をわかりやすく記入し、カタカナでフリガナを付してください。
- (3)欄は、該当する元号の数字(大正の場合は「1」を、昭和の場合は「2」)を○で囲み、  
 例えば、昭和11年9月1日生まれの場合は、

大正	1	年	月	日
昭和	2	1	1	0
		9	0	1

 のように生年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。
- (4)欄は、届者の郵便番号及び住所を記入して下さい。
- (5)欄は、(8)欄又は(11)欄の事由に該当した処分をした年月日を記入してください。
- (6)欄は、初めてこの届出をJAへ提出した年月日を記入してください。
- (7)欄は、基金記入欄ですので、記入不要です。

【(8)欄から(10)欄は基本額年金(加算の付かない年金)及び加算付年金の支給停止事由が消滅する場合に記入してください。】

- (8)欄は、この欄に記載してある「1~7」の事由のうち、該当する事由の番号を○印で囲んでください。  
 なお、「6」及び「7」の事由に該当した者の場合には、再処分の相手は当初の譲受後継者である必要があります。  
 また、「6」及び「7」の事由に該当した者の場合で家族経営協定による夫婦経営移譲の場合は、夫婦共にこの届をそれぞれ提出する必要があります。  
 \* 「6」と「7」の違い・・・支給停止事由が発生した際において、事由の「6」は、受給権者に返還されていた特定処分対象農地を譲受後継者に処分した場合であって、また、事由の「7」は、受給権者に返還せずに、譲受後継者が転貸(又貸し)していた場合です。
- (9)欄は、経営移譲したときに農地等の処分をした相手方を、該当する番号を○印で囲んでください。
- (10)欄は、経営移譲が、夫婦経営移譲に該当する場合のみ番号を○印で囲んでください。

【(11)欄及び(12)欄は、加算付経営移譲年金の加算額部分のみの支給停止事由が消滅する場合に限り記入してください。】

(11)欄は、特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。以下同じ。(注))に対する第一種加算対象農地等(改定対象農地等を含む。)又は第二種加算対象農地等の処分について「1~4」のうち該当する事由の番号の1つを○印で囲んでください。

(注)「特定譲受者相当者」とは、平成13年12月31日以前に経営移譲した受給権者が経営移譲において使用収益権を設定した農地等の返還を受ける等した後、当該農地等を平成14年1月1日以後、第三者である被保険者相当者、農地中間管理機構、JAなどに再処分する場合におけるその相手方を指すものである。

- ・第一種加算対象農地等とは  
 経営移譲のときに、特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)である第三者(第一種特定譲受者といいます。)に使用収益権を設定した農地等のことをいいます。
  - ・第二種加算対象農地等とは  
 経営移譲のときに、特定譲受者(特定譲受者相当者を含む。)である後継者(第二種特定譲受者といいます。)に使用収益権を設定した農地等のことをいいます。
  - ・改定対象農地等とは  
 当初の経営移譲が後継者移譲であったが、その後に第一種特定譲受者に対して経営移譲のやり直し、加算付年金に改定となった場合の農地等のことをいいます。
- (12)欄は、経営移譲したときの処分の相手方が第一種特定譲受者であった場合は「1」を、第二種特定譲受者であった場合は「2」を○印で囲んでください。